		十一　航海中、積載場所を通風しないこと。 十二　航海中、積載場所への通気口及び通路を閉鎖しておくこと。 十三　ビルジ管等の閉塞を防止するための措置がとられている場合を除き、積載場所のビルジを吸引しないこと。 十四　陸揚げ後、貨物の残渣を洗い流す前に、積載場所のほか、貨物又は当該貨物の粉じんに接した可能性のある構造物及び装置を十分に清掃すること。 十五　陸揚げ後の積載場所の清掃に使用した水を排出する場合において、固定式ビルジポンプを使用しないこと。
セメントクリンカー	CEMENT CLINKERS	一　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において船積みをしないこと。 四　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 七　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 八　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 九　航海中、積載場所を通風しないこと。 十　船積み後、ハッチを閉鎖すること。 十一　航海中、積載場所への通気口及び通路を閉鎖しておくこと。 十二　ビルジ管等の閉塞を防止するための措置がとられている場合を除き、積載場所のビルジを吸引しないこと。 十三　陸揚げ後、貨物の残渣を洗い流す前に、積載場所のほか、貨物又は当該貨物の粉じんに接した可能性のある構造物及び装置を十分に清掃すること。
シャモット	CHAMOTTE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
切り刻まれたゴム及びプラスチック絶縁材	CHOPPED RUBBER AND PLASTIC INSULATION	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。 三　船長は、貨物が汚れていないプラスチック及びゴム材料のみで構成されていることを確認すること。 四　積載期間が５日を超える場合には、積載場所に固定式ガス消火設備を備えること。
クロムペレット	CHROME PELLETS	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
クロム鉄鉱（クロミウム鉱）	CHROMITE ORE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
粘土	CLAY	一　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において船積みをしないこと。 三　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　陸揚げ後、貨物の残渣を洗い流す前に、積載場所のビルジウェルを十分に清掃すること。
粗く切り刻まれたタイヤ	COARSE CHOPPED TYRES	一　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において船積みをしないこと。 四　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。 七　船積み前、船長は、以下の事項を確認すること。 イ　貨物が油分を含む物品又は残渣を含んでいないこと。 ロ　貨物が15日間以上覆いのある場所で外気に通じた状態で保管したものであること。 八　積載期間が５日を超える場合には、積載場所に固定式ガス消火設備を備えること。